

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示（案）」（令和4年4月施行分）に関する意見募集の結果について

令和3年9月30日
厚生労働省
雇用環境・均等局
職業生活両立課

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示（案）」に関し、令和3年7月16日から8月15日まで意見を募集したところ、計1件の御意見を頂きました。

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
<p>概ね良いのではないかと思われた。 一点述べるのであれば、「1 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について」中の「事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであること」に「適切に」を補い、「事業主から労働者に対して、適切に意向確認のための働きかけを行えばよいものであること」とした方が良いように思われた。（不利益を与える目的等の理由（あるいは何らかの事故の場合もあったりするかもしれないが。）で不適切な意向確認が実施されると問題であるので。） 意見は以上である。</p>	<p>不適切な方法で意向確認の措置が行われることのないよう、本改正において、指針第二の五の二(一)に、取得を控えさせるような形での意向確認の措置の実施は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十一条第一項の措置の実施とは認められない旨を規定しており、この点に関して丁寧な周知を行ってまいります。</p>